

居宅介護(介護予防)支援事業者の指定等について

居宅介護(介護予防)支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

[更新]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	ライフサポートかたつむり	習志野市 津田沼 5-12-12 サンロード 津田沼3階	株式会社 アクセス	居宅介護 支援	令和5年 12月1日	